

**総合型地域スポーツ・文化クラブ  
ちとふなコミュニティ 規約**

**第1章 総 則**

(名称・所在地)

第1条 世田谷区船橋・千歳台を中心に活動する「総合型地域スポーツ・文化クラブ ちとふなコミュニティ」(以下「本会」という)は、事務所を東京都世田谷区船橋4丁目41番1号 世田谷区立船橋小学校内に置く。

(目 的)

第2条 本会は、スポーツや文化活動を通じ、地域住民の多世代の交流をはかることで、生涯にわたる、人づくり、健康づくり、生きがいづくり、絆づくり、まちづくりを促進し、豊かな地域コミュニティの実現に資することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的達成のために、次の事業を行う。

- (1) 定期的なスポーツ・文化活動の場所および機会等の提供
- (2) 所属するスポーツ・文化活動団体(以下「所属クラブ」という)の連携支援
- (3) 地域住民のスポーツ・文化活動参加の推進
- (4) 会員相互の交流、親睦を図る行事の実施
- (5) その他、本会の目的達成に向けた活動の実施

**第2章 会 員**

(会 員)

第4条 本会の会員は、会の趣旨に賛同し、会員申込書を提出し、会費を納めたものとする。

2 会員は、本会を退会するときは、退会届を提出するものとする。

3 退会する場合は、既納の会費及びその他の拠出金品は返還しない。

**第3章 会員総会**

(種類・構成)

第5条 会員総会は、定期会員総会と臨時会員総会の2種とし、16歳以上の会員及び16歳未満の会員の保護者をもって組織する。

(権 限)

第6条 会員総会は、以下の事項について決議する。

- (1) 事業報告及び決算報告に関すること
- (2) 事業計画及び予算に関すること
- (3) 役員を選任
- (4) 規約その他、本会の運営に必要な諸規則の制定、改廃
- (5) その他本会の重要事項

(開 催)

第7条 定期会員総会は、毎年1回、事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時会員総会は、役員会が必要と認め召集の請求をしたときに開催する。

(定足数)

第8条 会員総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開催することはできない。ただし、委任状を提出した会員は出席者とみなす。

(議決)

第9条 会員総会における議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 この規約の改廃については、出席した会員の3分の2以上にあたる多数の議決をもって改廃することができる。

#### 第4章 組織と運営

(役員)

第10条 本会に、会員の中から次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 書記
- (4) 会計
- (5) 監事

2 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。任期を継続する場合は、10年を期限とする。

(役員選任)

第11条 役員は、会員総会において選任する。

(役員職務)

第12条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括するとともに、会員総会、役員会及び運営委員会を招集し、その議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代行する。
- (3) 書記は、会務を記録する。
- (4) 会計は、会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- (5) 監事は、本会の業務執行の状況及び財産状況を監査する。

(役員会)

第13条 本会に役員会を置く。

2 役員会は、監事を除く役員をもって構成し、会長が招集する。

(役員会権限)

第14条 役員会は次に掲げる職務を行う。

- (1) 会員総会に付議すべき事項
- (2) 会員総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 運営委員会の組織及び運営に関する事項
- (4) その他会員総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(運営委員会)

第15条 本会に運営委員会を置く。

2 運営委員会は役員、所属クラブの代表者をもって構成する。

3 運営委員会は、会員総会の議決を受け、本会の目的達成のための各事業を執行する。

(評議員)

第16条 本会に評議員を置く。

2 評議員は、船橋希望学舎の学校長、地域支援団体、町会自治会、その他の団体の代表者、関係者及び有識者で構成する。

3 評議員は会長が推挙し、運営委員会において承認する。

4 評議員は組織の運営に関し、会長からの諮問に対して意見を述べることができる。

## 第5章 会計

(経費)

第17条 本会の経費は、会員になったものの年会費、寄付金、補助金、事業収入及びその他の収入をもって充てる。

(余剰金の取扱)

第18条 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越す。

(会計年度)

第19条 本会の事業年度及び会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

## 第6章 その他

(営利行為などの禁止)

第20条 本会は、特定の政党、宗教に偏ることなく、営利目的とする行為は行わない。

(安全の確保)

第21条 本会の会員は、保険に加入し、自己責任のもとで安全に活動する。

(個人情報の取扱)

第22条 本会で知り得た会員の個人情報は、本会の運営事務のみに使用し、安全に管理しなければならない。

附則

1 この会則は、2023年3月4日から施行する。